

岐阜県目的地充電インフラ設備整備事業費補助金

実施の手引き

令和5年11月改定

岐阜県商工労働部

商工・エネルギー政策課



# I 事業概要

## 1 事業目的

温室効果ガスの排出量が少ない電気自動車及びプラグインハイブリッド自動車の普及促進を図るため、県内の商業施設、宿泊施設等に充電設備<sup>※</sup>を導入に要する経費を補助することにより、充電設備の普及を加速することを目的とします。

- ※ ・ 急速充電設備（10kW以上90kW未満）
- ・ 蓄電池付急速充電設備（50kW以上90kW未満）
- ・ 普通充電設備（10kW未満）

## 2 補助対象事業

県内の商業施設及び宿泊施設等の利用者が使用する駐車場<sup>※1</sup>に充電設備を整備する事業であって、センター補助金<sup>※2</sup>の交付を受けるものとします。

- ※1 ・ 岐阜県内に敷地を有する次に掲げる施設の利用者が使用する駐車場  
商業施設、宿泊施設、観光施設、遊戯施設、公共施設、飲食施設
- ・ 岐阜県内に事業地を有する時間貸し駐車場

※2 一般社団法人次世代自動車振興センターが実施する「クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金」

## 3 補助事業者

上記の補助対象事業を実施する者であり、次の要件をすべて満たすものとします。

- (1) センター補助金の交付決定を受けていること。
- (2) 次のいずれにも該当しないこと。

ア 国

イ 地方公共団体（岐阜県内の市町村並びに岐阜県内の市町村が設置する一部事務組合及び広域連合を除く。）

## 4 補助対象経費

補助対象経費は、以下のとおりとします。

- ・ センター補助金の交付対象となっている充電設備の設備購入費であること。
- ・ 岐阜県内に設置する、新規に購入される充電設備であり、中古品や新古品ではないこと。

## 5 補助金の額

センター補助金の交付額のうち、補助対象経費に係る額に1/2を乗じた額以内の額とします。（普通充電設備は175千円を上限額とします。）

## Ⅱ 実施の流れ

### 1 交付申請

- 補助事業者は下記書類を提出してください。
- 申請は岐阜県商工労働部商工・エネルギー政策課エネルギー係へ郵送または電子メールにて行ってください。

#### 【受付期間】

令和5年7月28日（金）から令和5年11月10日（金）

令和5年12月27日（水） ※延長しました

※当日消印有効

※交付申請書の受付順に申請内容を審査し、予算額の範囲内で随時交付決定をします。

#### 【提出書類】

No.	書類名	備考
1	岐阜県目的地充電インフラ設備整備事業費補助金交付申請書	別記第1号様式
2	誓約書	別記第2号様式
3	充電設備本体の購入に係る見積書（写し）	センター補助金の交付申請書に添付したものと同一のもの
4	センター補助金の交付決定通知書（写し）	
5	県税納税証明書（原本）	写しは不可
6	導入施設の概要（施設の概要が確認できる書類、地図、写真等）	センター補助金の交付申請書に添付したものと同一のもの
7	設置予定場所の概要（位置図、写真等）	センター補助金の交付申請書に添付したものと同一のもの
8	土地の使用の許諾及び充電設備を設置することの許諾があることを証する書類（設置場所が借地の場合）	センター補助金の交付申請書に添付したものと同一のもの
9	履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書（3カ月以内の発行のもの）の写し及び役員名簿（リースの使用者及び契約者を含む）	法人（地方公共団体を除く）の場合
10	本人確認書類（免許証、健康保険証、住民票等）の写し	個人の場合
11	リース事業を生業とすることを証する書類	充電設備をリースする目的で取得する場合（上記「8」で代替することも可）
12	その他知事が必要と認める書類	

### 2 事業の着手時期

- 本補助は交付決定日以降に着手された事業が対象になります。  
※事前に着手する必要がある場合、事前着手届（別記第3号様式）を申請書に添付し

てください。

- 補助対象となる設備の設置にあたっては、各種法令、基準等を遵守して適切に行ってください。

### 3 補助金の交付の条件

補助金の交付決定には、以下の条件が付されているものとします。

- 補助対象事業の内容の変更をする場合は、事業内容変更承認届（別記第4号様式）を提出してください。
- 補助対象事業を中止、又は廃止する場合は、事業中止（廃止）承認申請書（別記第5号様式）を提出してください。
- 補助対象事業が予定の期間内に完了しない場合、又は事業の完遂が困難となった場合は、その旨を速やかに報告してください。

### 4 実績報告

- 実績報告書の提出期限は、補助対象事業の完了の日（中止又は廃止の承認を受けた場合は、当該承認を受けた日。以下同じ。）から起算して30日を経過した日又は補助対象事業の完了の日の属する年度の2月末日のいずれか早い日とします。

#### 【提出書類】

No.	書類名	備考
1	岐阜県目的地充電インフラ設備整備事業費補助金実績報告書	別記第7号様式
2	充電設備本体の発注書（写し）	センター補助金の実績報告書に添付したものと同一のもの
3	センター補助金の額確定通知書（写し）	
4	振込先通帳の写し	申請者の口座に限る
5	充電設備本体の請求書（写し）	工事費等と一体となっている場合は、内訳が分かる書類を添付すること
6	充電設備本体の領収書（写し）	工事費等と一体となっている場合は、内訳が分かる書類を添付すること
7	充電設備本体の保証書（写し）	
8	充電設備設置の完了を確認できる書類（設置場所図面、写真等）	センター補助金の実績報告書に添付したものと同一のもの
9	リース契約書の写し（充電設備をリースする目的で取得する場合）	センター補助金の実績報告書に添付したものと同一のもの
10	その他知事が必要と認める書類	

## 5 補助金の交付等

### 1 補助金の支払い

- 補助金の支払いは、事業完了後の精算払いとします。
- 事業完了後、提出された実績報告書と証拠書類を審査し、補助金の額を確定します。その後に事業者が提出する交付請求書を受け、補助金を交付します。

#### 【提出書類】

No.	書類名	備考
1	岐阜県目的地充電インフラ設備整備事業費補助金請求書	別記第8号様式

### 2 財産の処分の制限

- 補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産のうち以下に掲げる財産を処分（補助金交付の目的に反して使用、譲渡、交換、貸し付け、担保に供する、取り壊し、廃棄、使用の本拠の位置の変更をすること）してはいけません。
  - (1) 取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具
  - (2) その他知事が補助金の交付の目的を達成するため特に必要があると認めるもの

### 3 書類、帳簿等の保存期間

- 補助事業等に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等は、補助対象事業の完了の日の属する年度の翌年度以後5年間保存しなくてはなりません。

## 6 書類提出

### (1) 提出方法

- 郵送またはメールとします。

### (2) 提出先

岐阜県 商工労働部 商工・エネルギー政策課 エネルギー係  
〒500-8570 岐阜市藪田南2-1-1  
Mail : c11351@pref.gifu.lg.jp

## 7 申請における注意事項

### 1 失格又は無効

- 次のいずれかに該当する場合は、失格又は無効となります。
  - (1) 受付期間を過ぎて書類が提出された場合
  - (2) 提出書類等に虚偽の内容を記載した場合
  - (3) その他、申請に関して県の指示に従わなかった場合

### 2 提出書類等の変更の禁止

- 提出期限後の書類の変更、差し替え又は再提出は認めません。ただし、軽微なものは除きます。

### 3 書類の返却

- 提出書類等は返却しません。

### 4 費用負担

- 提出書類等の作成及び提出等に要する経費は、すべて提案者の負担とします。

### 5 その他

- (1) 交付申請書等の提出をもって、申請者が要綱の記載内容に同意したものと見なします。
- (2) 提出された交付申請書等は、岐阜県情報公開条例（平成12年条例第56号）に基づく情報公開請求の対象とします。
- (3) 交付申請書等の提出後に申請を取り下げることができるのは、補助金の交付の決定の日から10日以内とします。

8 申請から交付まで

<流れ>

